

食安輸発第0118001号
平成19年 1 月18日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成19年1月17日付け食安輸発第0117002号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、台湾産養殖活鰻から3-アミノ-5-モルフォリノメチル-2-オキサゾリドン（AMOZ）を検出したことから、台湾産養殖鰻及びその加工品に対する検査命令の検査項目にAMOZを追加することとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。